

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年 3 月 29 日

金 曜 日

号 外(18)

目 次

規 則

○富山県会計規則の一部を改正する規則 1

告 示

○富山県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式に関する規程の一部改正 2

○会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正 4

規 則

富山県会計規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年 3 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第19号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「規定する休日」の次に「（第38条及び第72条において「休日」という。）」を加える。

第38条中「5日前」の次に「（休日を除く。）」を加える。

第72条中「富山県の休日を定める条例第1条第1項に規定する」を削る。

第92条の見出し中「の設定」を削り、同条第1項中「第6項」を「令第167条の10第2項」に、「定めた」を「設ける」に改め、同条第6項を削る。

別表第3中

「 砺波厚生センター	砺波厚生センター (小矢部支所)	」を
------------	---------------------	----

「 砺波厚生センター	砺波厚生センター (小矢部支所)
------------	---------------------

第25号様式の 4 (第33条、第36条、第38条、第39条、第176条関係)

支出負担行為決議書兼支出決議書

(全庁共通庶務支出事務公金振替用)

課 長 (出納機関の長)	出納員	合 議	主 務	経費負担 所属の長	合 議	主 務
所 属		支出決議番号		発 議 日 年 月 日		
件 名 (使用目的)		支出負担行為番号		支出負担行為日 年 月 日		
業務種別	支払区分		債権者数 (科目数)			
年 度 (繰越区分) 再配当元課 経費負担 所 属	支出決議額		円			
会 計	控 除 額		円			
款 項 目	差引支払額		円			
事 業	区 分					
節 細節	1					
	2					
	3		支払予定日 (受入日)		年 月 日	
	4					
債権者	債主コード (住所)			支払先等の内容		
	(氏名)			支払先		
支払先	債主コード (住所)			歳入歳出 区 分		
	(氏名)			納付番号 (測定番号)		
				納付番号 (納付番号)		
				予算管理番号		
内 訳				上記のとおり検査終了しました。 検査員 年 月 日 (職) (氏名) 印		

- ※ 全庁共通庶務支出事務とは、主務所属が、サービス等を利用する所属に係る契約の締結及び契約の相手方への支出の事務を一括して行い、当該契約に基づきサービス等を利用した所属が主務所属に対して、公金振替により利用実績に応じた経費を負担することをいう。
- ※ 支払期日まで決裁されなかった場合は出納機関まで書類を送付すること。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(出納課)

富山県告示第175号

会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正について

会計管理者の事務の一部の委任について（平成19年富山県告示第185号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

別表第1の1の表中

	令簿の確認に関する事務
--	-------------

を

	令簿の確認に関する事務 (4) 全庁共通庶務支出事務（主務所属が、サービス等を利用する所属に係る契約の締結及び契約の相手方への支出の事務を一括して行い、当該契約に基づきサービス等を利用した所属が主務所属に対して、公金振替により利用実績に応じた経費を負担することをいう。）に係る支出負担行為決議書兼支出決議書の確認に関する事務
--	---

に改め、同表の本庁の室課の出納員（管財課長の職にある出納員、警察本部会計課の出納員及び警察本部交通指導課の出納員を除く。）の項を次のように改める。

本庁の室課の出納員 （管財課長の職にある 出納員、警察本部会計 課の出納員及び警察本 部交通指導課の出納員	次に掲げる物品の出納に関する事務 (1) 購入契約に係る次に掲げる物品 ア 単価契約に基づき購入する物品 イ 秘密の保持を必要とする印刷物 ウ 定額物品
---	--

<p>を除く。)</p>	<p>エ 食料品 オ 植物 カ 魚類 キ 1 件 100万円未満の写真（現像、焼付け又は引伸しに係るものに限る。） ク 1 件10万円以下の物品（美術品を除く。） (2) 購入契約に係る 1 件 100万円未満の物品のうち、次に掲げる性質又は目的により、競争の余地がないもの ア 単一代理店（特定の者のみ納入することができるものをいう。） イ 特製品（特定の製作者等から直接購入するものをいう。） ウ 特殊設備技術（特定の業者のみが有する設備又は技術を購入するものをいう。） エ 規格指定（試験等のため、規格を指定して製造するものをいう。） オ 現品選定（報償品等で、現品の選定をするものをいう。） (3) 借入契約に係る次に掲げる物品 ア 単価契約に基づき借り入れる物品 イ 1 件10万円以下の物品（美術品を除く。） (4) 生産製作品及び 1 件 100万円未満の修繕契約に係る物品 (5) 災害対策のため、特に緊急に調達する物品</p>
--------------	---

別表第 2 中

<p>砺波厚生センターの出納員</p>	<p>砺波厚生センター（小矢部支所）の分任出納員</p>
---------------------	------------------------------

を

砺波厚生センターの出納員	砺波厚生センター（小矢部支所）の分任出納員	
薬事総合研究開発センターの出納員	薬事総合研究開発センター（薬用植物指導センター）の分任出納員	使用料及び手数料の収納に関する事務並びに生産物売払代金の収納に関する事務

に改める。

（出 納 課）